

令和2年1月30日（木） 及び 1月31日（金）開催

建設コンサルタント業務等の「総合評価落札方式」に関する説明会

質疑回答一覧

質問	回答
技術提案書（事前）で提出した技術提案については、技術提案書（事後）においては提出する必要はないということでよいか。	必要ありません。
自己採点申告書を作成するにあたって、実績等が認められるか技術提案書を出す前に相談したい。	これまで通り、技術提案書の事前審査は行いません。
企業の成績評定点は、自己採点申告書に記載する必要はないか。	企業の成績評定点と自己採点申告は記載する様式が異なりますので、企業の成績評定点を自己採点申告書に記載する必要はありません。なお、各様式の内容は案件毎に変わる場合があるので入札公告等を確認願います。
技術提案書が一部事後審査化されることにより、技術提案書（事前）の審査期間は短くなるかと考えてよいか。	事後審査化に伴い、技術提案書（事前）で審査しなくなった分の審査期間は短くなる見込みです。案件毎に設定するため入札公告等を確認願います。
土木事務所等出先機関が発注する総合評価案件の審査は、土木事務所等出先機関で行われるのか。	これまでどおり、総合評価審査委員会の事務局は技術管理課で行います。
開札後、落札者決定通知までに要する手続きの日数は。	これまでどおり開札後5日以内が目処となります。ただし、事後審査により順位が入れ替わる場合は再審査に要する時間が加わります。
事後審査後、点数が上がることはないという認識でよいか。	事後審査により点数が上がることはありません。
開札後の順位の結果は確認できるか。	これまでどおり開札録で順位を確認できます。
技術提案書（事後）の審査により点数が変わった場合、開札録で確認できるか。	開札録と同時に公表する技術評価点内訳表により結果のみ確認できます。
技術提案書（事後）の結果により順位が複数回変わった場合、はじめの落札候補者が再度落札候補者になることはあり得るか。	あり得ます。その場合、技術提案書（事後）は既に審査済となっているため提出不要です。
土木事務所等出先機関の発注は、競争入札参加資格確認申請と技術提案書（事後）の提出先が異なるため、落札候補者にとっては手間となるが、今後、電子申請システムを活用すること等は考えているか。	持参については、対面受付によりケアレスミスによる減点を防ぐことができるメリットがあると考えています。電子申請システム等の活用は今後状況をみて検討していきます。
技術提案書（事後）の受付時は、形式的な確認を行うものか。それとも中身の確認を行うものか。	中身の確認を行うこととなりますが、受付担当者は採点について判断することはできません。自己申告値の減点の判断は総合評価審査委員会が行います。
技術提案書（事後）の審査結果はいつわかるか。	技術提案書（事後）の提出後、総合評価審査委員会を経て数日で通知されます。
技術提案書（事後）と参加資格確認申請書の提出の順番に決まりはあるか。	提出の順番に決まりはありません。
事後審査で減点となった場合のペナルティはあるか。	通常想定される誤り等による減点の場合のペナルティはありません。
発注基準の変更はないか	今回はありません。
事後審査について、調査基準価格を下回る低入札となった場合はどうなるか。	低入札が行われた場合は、事後審査を行った上で落札候補者の決定を保留し、低入札価格調査を実施します。なお、低入札を行った者は低入札価格調査制度に基づく調査書類を期日（通常は開札日の翌日の午前9時から正午まで）に提出することが必要となります。